

当麻町職員の子育て支援に関する行動計画

～当麻町特定事業主行動計画（後期計画）～

【計画期間：平成22年度～平成26年度】

当 麻 町

当 麻 町 議 会

当麻町農業委員会

当麻町教育委員会

I 特定事業主行動計画とは

急速な少子化の進行は、消費の減少や労働力供給の減少などで経済成長率低下のおそれがあり、加えて人口に占める高齢者の割合が高まるなか、現役世代の社会保障の負担が増大し、これらは経済社会の様々な分野に深刻かつ重大な影響を及ぼすものであります。

これらを踏まえて、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が公布され、各地方公共団体には「地域行動計画」の策定を、事業主としての一定の企業には「一般事業主行動計画」の策定を、同じく事業主としての国や地方公共団体には、「特定事業主行動計画」の策定が義務づけられております。

国、地方公共団体、企業等が一体となって、「子育てと仕事の両立支援」、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代育成支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」を柱に取り組みを進めることとしております。

II 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

III 計画期間

次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間における、集中的・計画的な取り組みを推進するため、計画期間は次のとおりとします。

前期計画 平成17年4月1日から平成22年3月31日まで（5年間）

後期計画 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで（5年間）

IV 計画の推進体制

- 1 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する
- 2 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び担当者の配置を行う。
- 3 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。

V 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮		目標	実施時期
①母性保護及び母性管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成17年4月1日	
②出産費用の経済的支援措置について周知徹底を図る。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成17年4月1日	
③妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを図る。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成17年4月1日	
④妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成17年4月1日	
(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の推進		目標	実施時期
①父親が子どもの出生時に5日間程度の休暇（特別休暇及び年次休暇）を取得できるようにする。	取り組み方針の検討	平成17年4月1日	
②子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進（5日間程度）について周知徹底を図る。	上記検討を踏まえ、実施の場合は周知徹底する	平成18年4月1日	
(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等		目標	実施時期
ア 育児休業及び部分休業制度等の周知			
①育児休業の取得手続きや経済的な支援等について情報提供を行う。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成17年4月1日	
②妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。	説明・相談窓口を開設する	平成17年4月1日	
③子の看護休暇及び育児時間休暇の取得推進について周知徹底を図る。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成22年4月1日	
イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成			
①育児休業の取得の申し出があった場合、事例ごとに当該課（局）等において業務分担の見直しを行う。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成17年4月1日	
②課長会議等の場において、担当課（局）等から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。	会議内で制度の趣旨を徹底し、意識啓発する。	平成22年4月1日	
ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援			
①育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付等を行う。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成17年4月1日	
エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用			
①課（局）等内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る	制度活用を継続して実施する。	平成17年4月1日	

(4) 時間外勤務の縮減	目標	実施時期
ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知		
小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限する制度について周知徹底する。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成 17 年 4 月 1 日
イ 一斉定時退庁日等の実施		
①定時退庁日等の実施を設定し、職員の健康管理への配慮や人件費の抑制を図るとともに、子どもとの関わりの時間を確保するため、管理職員による定時退庁の率先垂範と定時退庁の注意喚起を行う。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成 17 年 4 月 1 日
②巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。	定期的な巡回指導を行う。	平成 22 年 4 月 1 日
③定時退庁ができない職員が多い課（局）等を人事当局が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。	上記巡回で実態を把握し、部署の管理職へ指導する	平成 22 年 4 月 1 日
ウ 事務の簡素合理化の推進		
①各職員に業務処理計画表を作成させ、効率的な事務遂行を図る。	計画表作成を検討、推進する。	平成 24 年 4 月 1 日
②定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。	マニュアル化を検討、推進する。	平成 24 年 4 月 1 日
エ 時間外勤務縮減のための意識啓発等		
①課（局）ごとの時間外勤務の状況を、人事当局で把握し、時間外勤務の多い職場の管理職からヒアリングを行ったうえで、注意喚起を行う。	状況を把握し、注意喚起を継続する。	平成 23 年 4 月 1 日
②人事当局は、課（局）ごとの時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を管理職員に報告して、所管課等の時間外勤務に関する認識の徹底を図る。	エー①の把握により管理職へ認識を徹底させる。	平成 23 年 4 月 1 日
③時間外勤務縮減の取組の重要性について、時間外勤務縮減週間等の実施を通じて管理職を含む職員への意識啓発を図る。以上を通じて、各職員の 1 年間の時間外勤務に時間数について、（人事院指針に定める上限目安時間 360 時間の 1/2）最大 180 時間の達成に努める。	達成のために調査を行う。	平成 22 年 4 月 1 日
(5) 休暇の取得の促進	目標	実施時期
ア 年次休暇の取得の促進		
①職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。	取得促進に向けて周知を継続する。	平成 23 年 4 月 1 日
②課長会議等の場において、担当課（局）から定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を図る。	会議内で趣旨を徹底し、意識啓発する。	平成 17 年 4 月 1 日
③子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。	取得促進を図る。	平成 23 年 4 月 1 日
④安心して職員が年次休暇を取得できるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。	体制の整備を図る	平成 17 年 4 月 1 日

イ 連続休暇等の取得の促進		
①ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。	自粛への取り組みを調査・検討する。	平成 23 年 4 月 1 日
②夏季休暇と組み合わせた連続休暇の取得を促進させる。	現行の周知を継続する。	平成 17 年 4 月 1 日
③連続休暇取得の促進に向けた新たな取組みを調査・検討し、実施可能なものから取組み、次期計画見直しに反映させる。	取得促進への取組みを調査・検討する。	平成 17 年 4 月 1 日
以上のような取組みを通じて、職員 1 人当たりの年次休暇の取得率向上を図る。	対前年比 5 % 増を目標。	平成 17 年 4 月 1 日

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー		目標	実施時期
①乳幼児を連れて人が（特に）多く集まる関係施設等に、乳幼児と一緒に安心して利用できるベビーベット・ベビーカーの設置をする。	設置について検討する	平成 24 年 4 月 1 日	
②子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。	現行の取り組みの維持に努める	平成 18 年 4 月 1 日	
(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動		目標	実施時期
ア 子ども・子育てに関する地域貢献、活動の場の提供			
①子どもの接し方や子育てのあり方及び子どもの体験活動等を支援する。	現行の提供を継続する。	平成 17 年 4 月 1 日	
②子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。	現行の提供を継続する。	平成 17 年 4 月 1 日	
イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援			
交通事故予防について公紀肅清通知による呼びかけを実施する。	現行の周知を継続する。	平成 17 年 4 月 1 日	
(3) 子どもとふれあう機会の充実		目標	実施時期
①幼稚園、小学校等の役場等見学の積極的な受け入れを行う。	受け入れ態勢の強化、継続	平成 18 年 4 月 1 日	
②職員レクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。	現行の活動を継続し、より参加しやすい事業を計画。	平成 17 年 4 月 1 日	
(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上		目標	実施時期
職員に対し、家庭における子育てやしつけ等、家庭教育に関する情報提供を行う。	職員用ポータルサイトで制度を周知	平成 19 年 4 月 1 日	